

平成23年(2011年)7月29日



埼玉県報

第 2 3 0 8 号
平成23年7月29日
金 曜 日

目次

告示

- [統合サーバー等運用管理支援業務委託に関する入札公告\(システム管理課\)](#)
- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [児童相談所業務支援システム開発業務委託に関する落札者等の公示\(こども安全課\)](#)
- [平成23年度毒物劇物取扱者試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [平成23年度クリーニング師試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [警察車\(無線警ら車\)に係る落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正\(運転免許課\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の設立届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の解散届及び収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の指定届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の取消届\(選挙管理委員会\)](#)

- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県越谷建築安全センター所長告示第1041号中訂正\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

統合サーバー等運用管理支援業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年10月1日(土)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と類似の業務を過去2年の間に受注し、誠実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 星野 電話048-830-2267(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月12日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月9日(金)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月12日(月)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部システム管理課 平成23年9月12日(月)午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年8月15日(月)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年8月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Managerial support service relating to operational management of the servers for the Saitama Prefectural Government

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., September 12, 2011

By registered mail or in person: Must be received by 4:00 p.m. September 9, 2011.

(3) Contact Information:

System Operation Group of the System Management Division, Planning and Finance Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2267

告示

埼玉県告示第九百七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 募集区分

自衛官候補生（男子及び女子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十三年八月一日から九月九日まで

五 入隊時期

平成二十四年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十三年九月十三日（男子）

平成二十三年九月十四日（男子）

平成二十三年九月十九日（男子）

平成二十三年九月二十五日（男子・女子）

平成二十三年九月二十六日（男子・女子）

平成二十三年十月一日（男子）

平成二十三年十月二日（男子）

ロ 試験場の位置及び名称

航空自衛隊入間基地

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊熊谷基地

埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地

陸上自衛隊朝霞駐屯地

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊大宮駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所的位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八 六五一 二四二〇）

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四 二九二三 四六九一）

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八 四六六 四四三五）

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八 五二二 四八五五）

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四 二二 六一五七）

告 示

埼玉県告示第九百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども家足立
- 三 代表者の氏名
三浦 幸治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字大曾根四百九十五番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、刑務所出所者等に対し、住居・食事の提供並びに生活指導・職業訓練等を行い、更生並びに社会復帰に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人広報じもと
- 三 代表者の氏名
市川 勤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目一番八号 アーバンヒルズ四百五号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、じもと地域の市民、法人、教育機関、その他団体に対し、情報取材及び発信を行うことで、じもとの経済及び文化活動を盛んにし、まちづくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人モルテン
- 三 代表者の氏名
牧子 かめよ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸八百五十三番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、要介護高齢者・障害者等の社会的弱者に対し在宅生活支援を行い、福祉の増進を図る事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけあいほっとライフ小川

三 代表者の氏名

服部 昌史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町大字腰越四六九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、たすけあいの精神に基づき、高齢者や障害者などに対し、真心のこもった福祉サービスを提供する活動を行い、人々が心豊かに安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人場づくりネットワーク結

（変更後） 特定非営利活動法人虹色のくれよん

三 代表者の氏名

島崎 陽子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東新井町二百七十八番六号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、循環型社会を基本とした地球環境の保全と、運動支援による健康増進を通しての地域づくりを目的とする。

（変更後） この法人は、地域住民に対し、その地域社会において安心に、又心豊かで住みよくするために広く冠婚葬祭に関する一般的な知識を広める活動を行い、福祉の増進や経済活動の活性化を目指し、波及効果として消費者の保護、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あけぼの会
- 三 代表者の氏名
久 徳 晃 正
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区辻一丁目三十番十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人もない人もすべての市民がともに学び、働き、暮らすことのできる地域を目指し、何人といえども自らの権利が侵されることなく、自分の意志に基づいて、生涯にわたりその人らしい生活が安心しておくれる社会の実現に向けて、ケアサービスや相談事業等の適切な支援を行い、地域の中で、障がい者が安心して幸せに生きていくことのできる社会を築くことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会

三 代表者の氏名

中 村 章

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目五番地三号（財）埼玉人権・同和センター

浦和別館

五 定款に記載された目的

この法人は、現在の地球環境は、温暖化、酸性雨、オゾンホールの問題など、悪化の一途をたどっていると認識し、この状況を改善し、人類をはじめとする多くの動植物が安心して住むことのできる「美しい空」、「清い水」そして「緑の大地」のある地球環境を展望し、市民、事業者及び行政機関のパートナーシップの形成に努め、環境保全活動を推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドッポクラブ

三 代表者の氏名

串 田 由 幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目千六百四十五番地一 マーレム大宮三百九

五 定款に記載された目的

この法人は、国の内外を問わず男女、健常者、障害者が共に助け合い、障害者やその家族及び老人等に対して福祉活動を行うと共に、近年とみに複雑化する医学・科学の発展状況を解かり易く啓蒙し、障害者とその家族が抱える問題に対して手をさしのべることにより、愛情豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人 堀中脳神経外科クリニック	医療法人 堀中脳神経外科クリニック	久喜市東大輪 5 0 7 - 1	平成 23 年 5 月 1 日
草 加 こ ば 眼 科	小 林 史 樹	草 加 市 草 加 4 - 3 - 2	平成 23 年 7 月 1 日
若葉病院附属ワカバ整形外科・リウマチ科クリニック	医 療 法 人 若 葉 会	鶴ヶ島市富士見 1 - 2 - 1	平成 23 年 7 月 1 日
原 田 内 科 ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 社 団 秀 人 会	坂 戸 市 末 広 町 5 - 1 - 1 0 5	平成 23 年 6 月 1 日
若葉駅前メンタルクリニック	小 川 次 弘	鶴ヶ島市藤金 8 4 5 - 4	平成 23 年 7 月 1 日
医療法人社団 東光会 戸田中央リハクリニック	医 療 法 人 社 団 東 光 会	戸 田 市 本 町 1 - 2 4 - 7	平成 23 年 7 月 1 日
かつた整形外科クリニック	医 療 法 人 東 朋 会	戸田市本町2 - 1 6 - 2 パークスプリング1階	平成 23 年 6 月 1 日
岩 本 小 児 科 医 院	医 療 法 人 社 団 プ ラ タ ナ ス 会	春 日 部 市 谷 原 3 - 1 2 - 1	平成 23 年 6 月 1 日
ネオポリスハヤシ医院	林 澄 宏	吉 川 市 吉 川 6 5 6 - 1 6	平成 23 年 6 月 21 日
医療法人社団 耆婆扁鵲 みどり耳鼻咽喉科	医 療 法 人 社 団 耆 婆 扁 鵲	北 葛 飾 郡 松 伏 町 上 赤 岩 8 4 1 - 1	平成 23 年 6 月 1 日
医療法人社団 樺澤内科医院	医 療 法 人 社 団 樺 澤 内 科 医 院	東 松 山 市 松 山 町 1 - 1 - 1 0	平成 23 年 6 月 1 日
入 間 平 井 ク リ ニ ッ ク	平 井 茂 夫	入 間 市 豊 岡 1 - 2 - 2 3 清 水 ビ ル 2 階	平成 23 年 6 月 1 日
小 川 脳 神 経 外 科	医 療 法 人 社 団 彩 桜 会	川 口 市 栄 町 1 - 1 2 - 2 1 シ ティ デュ オ タ ワー 川 口 2 1 0	平成 23 年 5 月 1 日
医療法人社団 至峰会 川原眼科	医 療 法 人 社 団 至 峰 会	越 谷 市 袋 山 1 4 0 3 - 1	平成 23 年 5 月 1 日
加 須 市 医 療 診 断 セ ン タ ー	加 須 市 長	加 須 市 富 士 見 町 5 - 3 8	平成 22 年 3 月 23 日
ヒガシヤ増田歯科医院	増 田 浩 之	羽 生 市 東 8 - 1 - 2	平成 22 年 4 月 16 日

医療法人 緑生会 春日部エンゼル歯科クリニック	医療法人 緑生会	春日部市南 1 - 1 - 1	平成 23 年 6 月 1 日
荻野歯科クリニック	荻野 健一郎	久喜市菖蒲町三箇 1 2 5 7	平成 23 年 7 月 1 日
医療法人社団 希望会 エスペレ歯科	医療法人社団 希望会	朝霞市岡 1 - 1 7 - 1 8	平成 23 年 6 月 1 日
上新井歯科	高崎 俊文	所沢市上新井 1 2 3 1	平成 23 年 7 月 1 日
田口歯科口腔外科クリニック	田島 徹	入間郡毛呂山町毛呂本郷 1 9 4	平成 23 年 7 月 1 日
ラフィネデンタルクリニック	堀 紀雄	桶川市寿 1 - 1 1 - 1 7	平成 23 年 6 月 10 日
いしかわ歯科クリニック	石川 涼一	川口市川口 1 - 1 - 1 キュポラ本棟B 1 0 3	平成 23 年 6 月 1 日
今仁歯科クリニック	植松 登実隆	鴻巣市箕田 4 7 7 - 1 5	平成 23 年 7 月 1 日
聖母歯科医院	松木 洋一	越谷市南荻島 4 3 1 2 - 1	平成 23 年 6 月 1 日
新越谷リバティー歯科	西山 三喜郎	越谷市南越谷 4 - 1 1 - 4 セントエルモ新越谷 2 0 5	平成 23 年 6 月 1 日
ハートピア歯科・矯正歯科	州崎 雄介	行田市持田 1 0 8 0 ベイシアフードセンター行田店内	平成 23 年 7 月 1 日
しぶや歯科クリニック	渋谷 和寿	熊谷市大原 2 - 7 - 1 0	平成 23 年 6 月 22 日
荻元歯科医院	荻元 剛	所沢市北岩岡 2 6 8 - 1	平成 23 年 7 月 1 日
医療法人 陽明会 ウニクスみよし歯科	医療法人 陽明会	入間郡三芳町藤久保 8 5 5 - 4 0 3	平成 23 年 6 月 1 日
エール薬局 草加店	株式会社 コスモファーマ東京	草加市草加 3 - 8 - 1 5 池田マンション 1 0 3	平成 23 年 7 月 4 日
わかば薬局 西口駅前店	わかば薬局 株式会社	坂戸市関間 4 - 1 2 - 2 4 若葉西口ビル 1 F	平成 23 年 7 月 1 日
クローバー薬局 にっさい店	有限会社 クローバー調剤薬局	坂戸市新堀 7 - 4	平成 23 年 4 月 1 日
f i n e 薬局	村上 佳恵	春日部市粕壁 1 - 3 - 5	平成 23 年 7 月 1 日

ぱんだ薬局	株式会社 キュアメディカル	深谷市小前田 2 5 3 3 - 3	平成 23 年 6 月 1 日
あすか薬局 花園店	大洋薬品 株式会社	所沢市花園 3 - 2 3 7 1 - 9 - 2	平成 23 年 7 月 1 日
サカモト戸田薬局	株式会社 S Tメディカル	戸田市本町 3 - 9 - 1 6	平成 23 年 7 月 1 日
小町薬局	有限会社 タウンメディカル	川口市安行領根岸 8 8 1 - 8	平成 23 年 7 月 1 日
昭和堂薬局	株式会社 ドマーニ	越谷市中町 1 0 - 2 6	平成 22 年 2 月 1 日
アイン薬局 北本店	株式会社 あさひ調剤	北本市二ツ家 2 - 1 3 9	平成 23 年 6 月 1 日
埼玉県厚生連 久喜総合病院訪問看護ステーション	埼玉県厚生農業協同組合連合会	久喜市上早見 4 1 8 - 1	平成 23 年 6 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
猪股 亮		浜町りょう整骨院	鴻巣市北新宿 2 2 5 - 1 ウニクス鴻巣 2 F	平成 23 年 4 月 7 日
山下 大輔		しばしも接骨院	川口市芝下 2 - 3 0 - 9	平成 23 年 4 月 1 日
三木 正彦		草加たかさご整骨院	草加市中央 1 - 1 - 3	平成 23 年 5 月 16 日
古賀 大介		ひだまり整骨院	蓮田市西新宿 5 - 1 0 4 - 8	平成 23 年 6 月 14 日
大内 一人		かみしば接骨院 KUMAGAYA	熊谷市肥塚 4 - 1 6 7	平成 23 年 6 月 18 日
芦田 義徳		蘆田整骨院	草加市草加 5 - 1 0 - 9	平成 23 年 5 月 23 日
斉藤 龍一		ひだまりの丘整骨院	練馬区豊玉北 5 - 1 7 - 7 ネリマビル 2 階	平成 23 年 6 月 20 日
伊藤 和紀		共栄接骨院的場院	川越市的場 1 2 3 0 - 1 - 1 0 3	平成 23 年 6 月 1 日

村上 忠司		村上治療院	北本市中丸 2 - 8 5	平成 23 年 6 月 1 日
設楽 たけし		いなマッサージ	北足立郡伊奈町内宿台 1 - 1 1	平成 23 年 6 月 23 日
萩本 友和		萩本鍼灸マッサージ治療院	熊谷市大麻生 1 2 6 0 - 1 0	平成 23 年 6 月 20 日

告 示

埼玉県告示第九百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
三 上 歯 科 医 院	所 沢 市 旭 町 2 2 - 1 8	平成 18 年 4 月 30 日
加 須 市 医 療 診 断 セ ン タ ー	加 須 市 富 士 見 町 5 - 3 8	平成 22 年 3 月 23 日
入 間 平 井 ク リ ニ ッ ク	入間市豊岡 1 - 2 - 23 清水ビル 2 階	平成 23 年 5 月 31 日
小 川 脳 神 経 外 科	川口市栄町 1 - 12 - 21 シティデュオタワー川口 210	平成 23 年 4 月 30 日
い し か わ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	川口市川口 1 - 1 - 1 キュポ・ラ本棟 B 103	平成 23 年 5 月 31 日
ウ ニ ク ス み よ し 歯 科	入間郡三芳町藤久保 8 5 5 - 4 0 3	平成 23 年 5 月 31 日
か つ た 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	戸田市本町 2 - 16 - 2 パークスプリング 1F	平成 23 年 5 月 31 日
み ど り 耳 鼻 咽 喉 科	北葛飾郡松伏町上赤岩 8 4 1 - 1	平成 23 年 5 月 31 日
川 原 眼 科	越 谷 市 袋 山 1 4 0 3 - 1	平成 23 年 4 月 30 日
岩 本 小 児 科 医 院	春日部市谷原 3 - 1 2 - 1	平成 23 年 5 月 31 日
堀 中 脳 神 経 外 科 ク リ ニ ッ ク	久 喜 市 東 大 輪 5 0 7 - 1	平成 23 年 4 月 30 日
樺 澤 内 科 医 院	東松山市松山町 1 - 1 - 10	平成 23 年 5 月 31 日
ぱ ん だ 薬 局	深 谷 市 小 前 田 2 5 2 6 - 4	平成 23 年 6 月 1 日
ウ ェ ル パ ー ク 薬 局 朝 霞 三 原 店	朝 霞 市 三 原 5 - 1 1 - 8	平成 23 年 5 月 31 日
竹 内 薬 局 新 所 沢 店	所 沢 市 松 葉 町 3 - 5	平成 23 年 6 月 30 日
ヒ ガ シ ヤ 増 田 歯 科 医 院	羽 生 市 東 6 - 3 - 9	平成 22 年 4 月 15 日
田 中 歯 科 医 院	所 沢 市 緑 町 4 - 1 - 5	平成 22 年 10 月 30 日

鈴木 歯科 医院	所 沢 市 寿 町 2 1 - 2 0	平成 23 年 3 月 31 日
上 新 井 歯 科	所 沢 市 上 新 井 1 8 0 第 3 東 健 ビ ル 1 階	平成 17 年 8 月 14 日
医療法人社団秀人会 原田内科クリニック	坂 戸 市 末 広 町 1 0 - 2	平成 23 年 5 月 31 日
有 限 会 社 友 愛 薬 局	飯 能 市 緑 町 1 7	平成 23 年 6 月 11 日

告 示

埼玉県告示第九百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 佐藤クリニック	川口市青木 1 - 5 - 2 5	平成 23 年 7 月 1 日
かすかべララ眼科	春日部市南 1 - 1 - 1 ララガーデン春日部 1F	平成 23 年 8 月 1 日
山本歯科医院	草加市金明町 6 6 5 - 1 0	平成 23 年 8 月 5 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
酒井 祐二		東大沢ゆめみ野整骨院	北葛飾郡松伏町ゆめみ野 6 - 2 - 9	平成 23 年 7 月 28 日
山元 寿		はじめ整骨院	豊島区池袋 2 - 4 2 - 3	平成 23 年 7 月 30 日

告 示

埼玉県告示第九百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
アースサポート熊谷	熊谷市籠原南1-1	アースサポート株式会社	訪問介護	平成23年7月1日
			介護予防訪問介護	平成23年7月1日
介護支援センター心	東松山市殿山町23-18	株式会社誠	福祉用具貸与	平成23年7月1日
			特定福祉用具販売	平成23年7月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年7月1日
			通所介護	平成23年7月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
川口市神根東地域包括支援センター	川口市石神字仲道1560-1	社会福祉法人水梅会	介護予防支援	平成23年6月1日
グループホーム はとがやの杜	鳩ヶ谷市桜町5-5-28	株式会社悠隆	認知症対応型共同生活介護	平成23年6月1日
居宅介護支援 みのわ事務所	川口市戸塚3-31-11-603コスモ川口戸塚ガーデンフォルム	株式会社ケアマネージメントセンター	居宅介護支援	平成23年6月1日
ケアプランくりのみ	春日部市大枝594-4	株式会社くりのみ	居宅介護支援	平成23年7月1日
デイサービスセンター絆	春日部市南5-5-67 サザンビルA	株式会社GOLD	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日

プラチナ・デイサービス伊奈	北足立郡伊奈町西小針 1-33	株式会社レイクス・トゥエンティワン	介護予防通所介護	平成23年6月2日
かigoのいりぐち	鴻巣市神明 2-3-34	合同会社藤澤	居宅介護支援	平成23年7月1日
南鳩ヶ谷支援事業所	鳩ヶ谷市南 1-33-4	株式会社ソルトリバー	居宅介護支援	平成23年4月1日
ショートステイみんなの家・志木上宗岡	志木市上宗岡 3-6-40	株式会社ウイズネット	短期入所生活介護	平成23年6月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年6月1日
家族の家ひまわり北春日部	春日部市梅田本町 2-29-5	株式会社三英堂商事	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成23年7月1日
ジョイリハ狭山ヶ丘	所沢市東狭山ヶ丘 1-7-27	有限会社 フィールドプロテクト	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日
ケアステーションあさひ 深谷第貳	深谷市国済寺字西曲輪 602-1	株式会社ヴァティー	通所介護	平成23年5月1日
			介護予防通所介護	平成23年5月1日
指定訪問リハビリテーション ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1	社会福祉法人安誠福祉会	訪問リハビリテーション	平成23年1月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成23年1月1日
リハスポルト	北本市栄7 北本団地 1-24-105	株式会社ジェイプランニング	通所介護	平成23年6月14日
			介護予防通所介護	平成23年6月14日
介護支援センター萌木	日高市高富 59-18	合同会社萌木	居宅介護支援	平成23年6月1日

介護サポート かえる	日高市鹿山 499-1	合同会社 ふらっと	訪問介護	平成23年7月1日
			介護予防訪問介護	平成23年7月1日
戸田さくらそう居宅介護支援事業所	戸田市本町 4-6-16 和貢ハイム 405	セントスタッフ株式会社	居宅介護支援	平成23年6月14日
居宅介護支援 花花	川口市元郷 5-20-18-105	加藤合同会社	居宅介護支援	平成23年6月1日
今仁歯科クリニック	鴻巣市箕田 477-15	植松 登実隆	居宅療養管理指導	平成23年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年7月1日
ベストライフサポート	蕨市中央 3-12-16	特定非営利活動法人ベストライフ	訪問介護	平成23年7月1日
			介護予防訪問介護	平成23年7月1日
リハビリデイサービスけやき	上尾市瓦葺 941-8	合同会社けやき	通所介護	平成23年7月6日
			介護予防通所介護	平成23年7月6日
介護予防フィットネス あゆみ	上尾市二ツ宮 971-1フォーレストコーポ1F	有限会社磯部フードサービス	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
グループホーム鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷 652-2	株式会社寿エンタープライズ	認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日
ヘルパーステーション ねこの手	所沢市小手指元町 2-29-72	株式会社夢くらぶ	訪問介護	平成23年1月1日

			介護予防訪問介護	平成23年1月1日
ケアプラン・はらいちば	飯能市原市場 555-1	株式会社 ヴェルペンファルマ	居宅介護支援	平成23年5月1日
ケアプラン 吉田	狭山市水野 557-7	株式会社寿介護エス・オー・エス	居宅介護支援	平成23年6月1日
アースサポート狭山	狭山市富士見 1-10-1	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	平成23年7月1日
			介護予防訪問入浴介護	平成23年7月1日
グループホームはなさんの家	秩父郡横瀬町横瀬 5428-7	有限会社 幹	認知症対応型共同生活介護	平成23年4月14日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年4月14日
村岡茶楼 S R	熊谷市村岡 537-1	有限会社ソーシャルワーク本舗さいたま	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
清 水	秩父郡皆野町皆野 1390-2	医療法人彩清会 清水病院	居宅介護支援	平成23年5月1日
ニチイケアセンター越谷北	越谷市千間台西 2-23-5	株式会社ニチイ学館	小規模多機能型居宅介護	平成23年7月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年7月1日
ケアステーションあさひ 熊谷	熊谷市中西 4-20-45	株式会社ヴァティ	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日
デイサービスセンター そら-れ新座	新座市野火止 1-19-15	社会福祉法人 ゆずの木	通所介護	平成23年4月1日

			介護予防通所介護	平成23年4月1日
ケアプランセンター そらーれ新座	新座市野火止1-19-15	社会福祉法人 ゆずの木	居宅介護支援	平成23年4月1日
小規模多機能居宅施設 そらーれ新座	新座市野火止1-19-15	社会福祉法人 ゆずの木	小規模多機能型居宅介護	平成23年4月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年4月1日
ショートステイみんなの家・蓮田	蓮田市東2-1-25	株式会社ウイズネット	短期入所生活介護	平成23年7月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年7月1日
デイサービスセンター遊・蓮田	蓮田市東2-1-25	株式会社ウイズネット	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
草加ケアセンターそよ風	草加市新栄町570	株式会社メデカジャパン	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日
草加ケアセンターそよ風	草加市新栄町570	株式会社メデカジャパン	短期入所生活介護	平成23年6月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年6月1日
柳島リハビリセンター	草加市柳島町1	株式会社レーベンコミュニティ	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
デイサービス にしざわ北谷	草加市北谷2-24-3	株式会社プルメリア	通所介護	平成23年7月1日

デイサービスセンター メグミ	深谷市岡 222-1	株式会社 メグミ	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
デイサービス リハビリオフィス康復	東松山市石橋田通 1029-3	有限会社 こうふく	通所介護	平成23年7月11日
			介護予防通所介護	平成23年7月11日
居宅介護支援事業所「ふれあい」	東松山市松本町 2-1-55 ハイツランブルB - 102	有限会社ふれあい介護	居宅介護支援	平成23年6月2日
くつろぎ	東松山市箭弓町 1-7-5 1F	株式会社 ケア・クロス	福祉用具貸与	平成23年6月1日
			特定福祉用具販売	平成23年6月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年6月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年6月1日
グループホーム フローラ久喜	久喜市吉羽 1-6-29	株式会社 関東メディカル・ケア	認知症対応型共同生活介護	平成23年5月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年5月1日
デイサービス多和目苑	坂戸市多和目 83-4	NPO法人愛の手	通所介護	平成23年7月1日
			介護予防通所介護	平成23年7月1日
スマイルデイサービス 蕨店	蕨市南町 3-5-6	有限会社ルート	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日

株式会社セイリョウ	戸田市笹目 4-20-14	株式会社セイリョウ	福祉用具貸与	平成23年4月1日
			特定福祉用具販売	平成23年4月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年4月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年4月1日
ほむ薬局	越谷市蒲生茜町 42-31 エンブレム茜 103	株式会社セスト	居宅療養管理指導	平成23年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年6月1日

告 示

埼玉県告示第九百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サ ー ビ ス の 種 類
医療法人福寿会 メディカルトピア草加病院	名 称	医療法人福寿会 埼玉草加病院	医療法人福寿会 メディカルトピア 草加病院	介護予防居宅療養管理指導
				訪 問 看 護
				訪問リハビリテーション
				居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 訪 問 看 護
				介護予防訪問リハビリテーション
JA埼玉県厚生連 久喜総合病院 訪問看護ステーション	所 在 地	幸 手 市 神 明 内 5 8 4	久 喜 市 上 早 見 4 1 8 - 1	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
	名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン さ っ ぽ	J A 埼 玉 県 厚 生 連 久 喜 総 合 病 院 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	訪 問 看 護
				介 護 予 防 訪 問 看 護
よ つ 葉 介 護 サ ポ ー ト	所 在 地	所 沢 市 東 所 沢 1 - 2 0 - 5 デ ン バ ウ キ の し た 1 0 5	所 沢 市 東 所 沢 和 田 1 - 5 1 - 4	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
在 宅 介 護 ふ く ふ く	所 在 地	越 谷 市 南 荻 島 8 1 - 1 ダ イ ヤ モ ン ド マ ン シ ョ ン 2 0 2	越 谷 市 南 荻 島 3 6 1 7 - 2 ド ウ エ リ ン グ 北 越 谷 2 0 1	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護

さくら・介護ステーション新郷	所在地	川口市本蓮 1 - 1 6 - 1 2	川口市本蓮1-17-7 マンション南305	介護予防訪問介護
				訪問介護
セイジョーライフケア東松山	所在地	東松山市小松原町7-12	東松山市松本町1-9-45	介護予防訪問介護
				訪問介護
セイジョーライフケア東松山	所在地	東松山市小松原町7-12	東松山市松本町1-9-45	居宅介護支援
川口市上青木地域包括支援センター	所在地	川口市上青木4-12-4	川口市上青木1-10-21	介護予防支援
介護相談支援センター ふくふく	所在地	越谷市南荻島81-1 ダイヤモンドマンション202	越谷市南荻島3617-2 ドゥエリング北越谷201	居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
デイサービスにしざわ北谷	草 加 市 北 谷 2 - 2 4 - 3	通 所 介 護	平成 23 年 6 月 30 日
デ イ ハ ウ ス 心	東 松 山 市 殿 山 町 2 3 - 1 8	通 所 介 護	平成 23 年 7 月 1 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	平成 23 年 7 月 1 日
福 祉 用 具 心	東 松 山 市 殿 山 町 2 3 - 1 8	福 祉 用 具 貸 与	平成 23 年 7 月 1 日
		特 定 福 祉 用 具 販 売	平成 23 年 7 月 1 日
		特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	平成 23 年 7 月 1 日
		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	平成 23 年 7 月 1 日

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
ここのすケアセンターそよ風	鴻 巣 市 天 神 4 - 3 2 - 1	介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 30 日
		訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 30 日

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名

指定障害区分

診療科名

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

大久保 忠男

肢体不自由

神経内科

蓮田よつば病院

蓮田市馬込二一六三

平成二十三年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
児童相談所業務支援システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部少子化対策局こども安全課総務・児童相談担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 23 年 6 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ソフテム 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 15 番 5 号
- 5 落札金額
19,215,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 23 年 3 月 29 日

告示

埼玉県告示第九百二十五号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十三年 十月二十三日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十三年九月五日（月）から九日（金）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十三年九月九日（金）までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十三年十二月一日（木）及び二日（金）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十三年十二月一日（木）午前十時から三十一日（土）午後五時まで

告示

埼玉県告示第九百二十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十三年 十一月八日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 埼玉県川越市大字南大塚千五百八 川越少年刑務所

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十三年十月三日（月）から十月七日（金）まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十三年十月七日までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十三年十二月十五日（木）及び十六日（金）午前十時から午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十三年十二月十五日（木）午前十時から平成二十四年一月十四日（土）
午後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

三 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められるとき。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第17条関係) 保留地売買契約書

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行者埼玉県 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、保留地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、次に掲げる保留地 (以下「本件保留地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 保留地番号 | |
| (2) 街区番号 | 街区 |
| (3) 画地番号 | 画地 |
| (4) 地積 | m ² |

(契約代金)

第2条 本件保留地の契約代金は、金 円 とする。
(1平方メートル当たり 円) とする。

(契約代金等の支払)

第3条 乙は、金 円を 年 月 日までに甲が指定する方法で納付しなければならない。

2 乙が予約金として納付した金 円は、前条の契約代金に充当する。
(違約金の徴収)

第4条 乙は、前条第1項に定める期限までに、同項に規定する額を納入しなかったときは、遅延日数に応じ、第2条の契約代金に年3.1パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(保留地の使用)

第5条 甲は、売買代金を受領したときは、遅滞なく本件保留地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により本件保留地の引渡しを受けたときは、本件保留地を使用し又は収益することができる。

(契約書の更正)

第6条 本件保留地について出来形確認測量により地積の増減があったときは、その地積の増減に応じ第2条の単価により算出した金額をもって清算し、本契約書の更正 (地積及び契約代金に係る部分に限る。)をするものとする。ただし、その地積の増減が1平方メートル以下である場合は、清算は、行わない。

(所有権移転の時期)

第7条 保留地の所有権移転の時期は、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第4項に規定する換地処分の日 (以下この条において「換地処分の公告の日」という。) 以前に契約代金が完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日とする。ただし、契約代金が完納されていないものについては、契約代金が完納された日の翌日とする。

(所有権移転の登記)

第8条 本件保留地の所有権移転の登記は、契約代金が完納され、かつ、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が所轄法務局に囑託して行うものとする。

2 前項の場合において、登記に要する費用は、乙の負担とする。
(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除できるものとする。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程 (平成18年埼玉県告示第803号) の規定又はこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙から契約を解除したい旨の申出があつたとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員

又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約解除に伴う原状の回復)

第10条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに自己の費用で本件保留地を原状に回復して返還しなければならない。

2 乙が原状回復を行わない場合には、甲は乙に代わり、本件保留地を現状に回復することができるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙の責に帰すべき事由以外の事由により契約を解除する場合には、前2項の規定は適用しない。

(契約代金の還付)

第11条 甲は、第9条の規定により契約の解除があり、前条第1項の規定による本件保留地の返還があつたときは、乙に対し契約代金から予約金を差し引いた額を還付するものとする。

2 甲は前項の規定により還付するに当たり、前条第2項の規定により乙が負担する費用があるときは、その費用の金額を控除して還付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙から契約を解除したい旨の甲出があつた場合で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約代金が完納されるまでの間に限り、乙が既に納付した金額の全額を還付することができる。

(1) 当該保留地が災害により使用できなくなつたとき。

(2) 乙が死亡したとき。

(3) 契約後に、甲と保留地担保協定を締結している金融機関の審査等により融資が得られず、資金確保が困難となつたとき。

4 前3号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべき事由以外の事由によるとき。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
草加都市計画事業八潮南部西一休型特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
代表者 埼玉県知事

印

住所
乙 氏名

印

附 則

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社ブレインズコーポレーション	猪俣 和彦	埼玉県入間郡越生町越生東一丁目十番地十四

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
警察車（無線警ら車） 12台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目1番18号
- 5 落札金額
52,000,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年4月19日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十一日

指令川建セ第二二〇一五七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年七月二十七日

川建セ第二三〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都一六二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市仙波町三丁目三七番地六八

平田 一生

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

九号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指 定 道 路 の 種 類
平成二十三年七月 十一日	指 定 の 年 月 日
埼玉県飯能市川寺四百九十ノ三丁四百九十一	指 定 道 路 の 位 置
四十六・五〇メートル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
六・〇〇メートル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	十号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年七月 十一日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十五、九十五 三ノ一 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 百三ノ六、二百 三ノ一 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 百三ノ一、二百 四ノ二
指定道路の延長 (単位メートル)	五・七〇メートル 十一・五三メートル 七十二・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 三・一〇メートル、 十一・七〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年六月六日

指令越建セ第二三〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年七月二十二日

越建セ第一五九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目四百三十七番、四百三十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目十四番十一号

吉田 真理子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年七月二十日

指令越建セ第二二〇〇四五二号

二 検査済証番号

平成二十三年七月二十六日

越建セ第一六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千四百二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根千七百十一番三号

木村 裕治

告 示

埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年八月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県公安委員会告示第207号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成23年8月9日から施行する。

平成23年7月29日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

別表中

「

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書 運 転 免 許 証 の 更 新 期 間 前 に お け る 免 許 証 の 更 新 申 請 書	次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新を申請するとき。 (1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	(2) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者 (3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者 (4) 道路交通法施行規則第38条第11項ただし書に該当する者	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
	前記受付区分に該当しない者が運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	
	次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。 (1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）

	<p>考一の 2 に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の 6 及び第37条の 6 の 2 に該当する者</p>	
--	---	--

を

「

運転免許証更新申請書	次のいずれかに該当する者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
運転免許証の更新期間前における免許証の更新申請書	<p>(1) 道路交通法第92条の 2 第 1 項の表備考一の 2 に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法第92条の 2 第 1 項の表備考一の 3 に規定する一般運転者</p> <p>(3) 道路交通法施行令第37条の 6 及び第37条の 6 の 2 に該当する者</p> <p>(4) 道路交通法施行規則第38条第11項第1号ただし書に該当する者</p>	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4）
	前記受付区分の(1)から(4)までのいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	
	<p>次のいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参して運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第103条の規定により免許の効力が停止されている者</p> <p>(2) 運転免許証の再交付の申請と同時に更新を申請する者</p>	火曜日から金曜日までの日の午前11時15分から午前11時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	

<p>次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）</p>
--	---	--

に改める。

告 示

埼玉県選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木かおる後援会	荒木 かおる	荒木 康	入間郡毛呂山町前久保南1-24-26	平成23年6月27日
一新の会	大嶋 洋介	大嶋 千恵	北本市中丸2-69	平成23年6月14日
大野ひろ子後援会	大野 洋子	河内山 好恵	鶴ヶ島市富士見3-27-106	平成23年6月13日
岡野つとむ後援会	岡野 敏和	清水 弘	入間郡毛呂山町西大久保694-1	平成23年6月13日
くぼた裕之ふる里杉戸を守る会	窪田 裕之	窪田 啓純	北葛飾郡杉戸町下高野1530-3	平成23年6月9日
「子育て環境日本一」を実現する会	中村 光世	戸丸 由紀	狭山市北入曽1351	平成23年6月6日
佐藤ひでき後援会	三木 弘志	佐藤 涼子	入間郡毛呂山町前久保南3-30-6	平成23年6月2日
鈴木茂と上尾市政を語る会	大畠 淳彦	松村 道子	上尾市浅間台2-18-3	平成23年6月2日
千葉みつこ後援会	千葉 三津子	千葉 誠	入間郡毛呂山町旭台107-13	平成23年6月27日
ほんごうけんじを応援する会	本郷 建治	真々田 俊夫	入間郡越生町大谷263	平成23年6月15日

告 示

埼玉県選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党川越総支部	代表者	五傳木 隆幸	石川 隆二	平成23年6月3日
	会計責任者	大泉 一夫	五傳木 隆幸	同上
	主たる事務所の所在地	鶴ヶ島市下新田621-91	川越市新宿町6-15-8	同上
公明党所沢総支部	代表者	西山 淳次	渡辺 智昭	平成23年6月3日
	会計責任者	吉村 健一	谷口 桂子	同上
	主たる事務所の所在地	所沢市中富南3-8-10	狭山市下奥富1360-2	同上
公明党三郷総支部	代表者	蒲生 徳明	大久保 和敏	平成23年6月3日
	主たる事務所の所在地	草加市新里町1422 ヴィシティ草加4-1304	草加市弁天6-3-18	同上
	代表者	佐藤 進	永田 一雄	平成23年6月29日
自由民主党埼玉県福祉支部	代表者	佐藤 進	永田 一雄	平成23年6月29日
	会計責任者	山本 良治	浅山 由美子	平成23年6月3日
	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂4-7-7 小林ビル2F	さいたま市南区別所3-16-11 埼玉ビル3F	同上
民主党埼玉県第11区総支部	代表者	武正 公一	山根 隆治	平成23年6月14日
	会計責任者	本多 平直	高山 智司	同上
民主党埼玉県第2区総支部	会計責任者	田中 康	玉井 恵章	平成23年6月27日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
神田順子と仲間たち	主たる事務所の所在地	入間郡三芳町竹間沢 3 6 1 - 1 - 1 0 9	入間郡三芳町藤久保 4 4 - 7 サンシエステ 1 - 1 0 1	平成 23 年 6 月 9 日
北埼玉農協政治連盟	会計責任者	坂本 富雄	篠塚 一郎	平成 23 年 6 月 21 日
幸福実現党埼玉県本部	主たる事務所の所在地	さいたま市北区大成町 4 - 1 3 4 武州ビル 2 0 2	さいたま市北区別所町 4 6 - 2 8	平成 23 年 6 月 15 日
埼玉県 L P ガス政治連盟	会計責任者	清水 宏之介	染井 和雄	平成 23 年 6 月 13 日
埼玉県商工政治連盟羽生支部	代表者	荒木 秀雄	藤間 圭一	平成 23 年 6 月 1 日
	会計責任者	和田 眞司	荒木 秀雄	同上
	主たる事務所の所在地	羽生市中央 3 - 2 - 1 2	羽生市東 7 - 1 1 - 5	同上
埼玉県税理士政治連盟	会計責任者	武田 憲明	吉田 悦実	平成 23 年 6 月 27 日
埼玉県電気工事政治連盟	会計責任者	井上 吉造	細田 和成	平成 23 年 6 月 14 日
税理士による上田清司後援会	会計責任者	武田 憲明	吉田 悦実	平成 23 年 6 月 27 日
武内まさふみ後援会	主たる事務所の所在地	入間郡越生町上谷 4 5 0	入間郡越生町越生 8 9 5	平成 23 年 6 月 3 日
ときがわ町山口泰明後援会都幾川支部	代表者	渡邊 一美	関和 常夫	平成 23 年 6 月 17 日
	会計責任者	岩田 鑑郎	前田 栄	同上
	主たる事務所の所在地	比企郡ときがわ町番匠 3 7 2	比企郡ときがわ町西平 1 1 1 7	同上
ネットワーク三芳	代表者	染谷 幾子	上田 千津子	平成 23 年 6 月 9 日
	会計責任者	立川 みね子	熊谷 くるみ	同上

	主たる事務所の所在地	入間郡三芳町竹間沢 3 6 1 - 1 - 1 0 9	入間郡三芳町藤久保 4 4 - 7 サンシエステ 1 - 1 0 1	同上
のぐち博・博友会	代表者	相浦 政信	腰高 吉次	平成 23 年 6 月 22 日
東松山薬剤師連盟	代表者	岩崎 治之	内田 明男	平成 23 年 6 月 22 日
	主たる事務所の所在地	東松山市箭弓町 1 - 6 - 1	比企郡吉見町久米田 6 1 8 - 1	同上

告 示

埼玉県選管告示第四百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年5月30日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党埼玉県参議院選挙区第3総支部	平成23年5月30日	平成23年5月30日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
生き活きネットワーク鶴ヶ島	平成23年6月9日	平成23年6月16日
岡まち子と共に未来をつくる会	平成23年4月30日	平成23年6月16日
工藤日出夫好縁会	平成23年5月31日	平成23年6月6日
市民に役立つ市役所づくり市民の会	平成23年5月31日	平成23年6月6日
高橋じゅん子後援会	平成23年6月1日	平成23年6月14日
津久井幹雄連合後援会	平成23年6月29日	平成23年6月29日
中島慎一を応援する会	平成23年5月31日	平成23年6月3日
深谷市の医療と福祉を考える会	平成23年3月31日	平成23年6月9日
増田精一後援会	平成23年1月15日	平成23年6月6日
まち子の街づくり研究会	平成23年4月30日	平成23年6月16日
松本勇後援会	平成23年6月29日	平成23年6月29日
みやざき弘子後援会	平成23年6月9日	平成23年6月16日

別記2（平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岡野つとむ後援会	平成23年6月13日	平成23年6月13日

別記3

政治団体の名称 民主党埼玉県参議院選挙区第3総支部

国会議員関係政治団体の区分 1号団体

公職の候補者の氏名 嶋田 智哉子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成23年5月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	67,939,732円
ア 前年繰越額	2,547,592円
イ 本年収入額	65,392,140円
(2) 支出総額	66,778,926円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	553,000円
	(535人)

 イ 寄附

 (ア) 寄附

a 個人からの寄附	18,074,925円
b 法人その他の団体からの寄附	470,000円
c 政治団体からの寄附	14,370,000円

 ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

a 新春の集い	2,045,000円
---------	------------

 エ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 民主党	28,000,000円
(イ) 民主党埼玉県第9区総支部	100,000円
(ウ) 民主党埼玉県参議院選挙区第4総支部	50,000円
(エ) 民主党埼玉県総支部連合会	1,613,000円

 オ その他の収入

10万円未満の収入	116,215円
-----------	----------

合計	65,392,140円
----	-------------

[寄附の内訳]

 ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

並木 修二	200,000円	和光市
嶋田 智哉子	16,000,000円	川越市
田部井 功	300,000円	さいたま市
塩浦 綾子	100,000円	さいたま市
岡 彪	200,000円	東京都練馬区
吉田 武輝	300,000円	さいたま市
その他の寄附	974,925円	

 イ 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
(株) 匠創研	200,000円 坂戸市
その他の寄附	270,000円

 ウ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
埼玉県税理士政治連盟	300,000円 さいたま市
浦和歯科医師連盟	100,000円 さいたま市
埼玉未来21	12,000,000円 さいたま市
比企郡市歯科医師連盟	100,000円 東松山市
大宮歯科医師連盟	100,000円 さいたま市
全日本不動産政治連盟埼玉本部	100,000円 さいたま市
日本歯科技工士連盟	100,000円 東京都新宿区
日本歯科医師連盟	1,000,000円 東京都千代田区
その他の寄附	570,000円

(2) 支出の内訳

 ア 経常経費

(ア) 人件費	7,346,188円
(イ) 光熱水費	346,558円
(ウ) 備品・消耗品費	2,424,295円
(エ) 事務所費	11,841,820円

 イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	2,838,566円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	908,328円
b 宣伝事業費	29,573,128円
(ウ) 調査研究費	464,330円

(エ) 寄附・交付金	11,035,713 円
合 計	66,778,926 円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 5,575,808 円)

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,160,870 円
ア 前年繰越額	1,160,806 円
イ 本年收入額	64 円
(2) 支出総額	1,160,870 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	64 円
合 計	64 円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	103,425 円
イ 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	1,057,445 円
合 計	1,160,870 円

政治団体の名称 **生き生きネットワーク鶴ヶ島**

報告年月日 平成23年2月22日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,297,217 円
ア 前年繰越額	2,258,557 円
イ 本年收入額	1,038,660 円
(2) 支出総額	1,581,626 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	38,000 円
	(38 人)
イ 寄 附	

(ア) 寄 附

a 政治団体からの寄附 1,000,000 円

ウ その他の収入

10万円未満の収入 660 円

合 計 1,038,660 円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
みやざき弘子後援会 1,000,000 円 鶴ヶ島市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 光熱水費 89,808 円

(イ) 備品・消耗品費 54,658 円

(ウ) 事務所費 127,844 円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 666,386 円

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費 571,970 円

b 宣伝事業費 38,460 円

(ウ) 調査研究費 27,500 円

(エ) 寄附・交付金 5,000 円

合 計 1,581,626 円

報告年月日 平成23年6月16日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,947,729 円
ア 前年繰越額	1,715,591 円
イ 本年收入額	232,138 円
(2) 支出総額	1,716,865 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	32,000 円
	(32 人)
イ 寄 附	

(ア) 寄 附		
a 政治団体からの寄附	200,000 円	
ウ その他の収入		
10万円未満の収入	138 円	
合 計	232,138 円	
[寄附の内訳]		
ア 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)		
みやざき弘子後援会	200,000 円	鶴ヶ島市
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
(ア) 光熱水費	53,325 円	
(イ) 備品・消耗品費	75,062 円	
(ウ) 事務所費	92,500 円	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	893,610 円	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		
a 機関紙誌の発行事業費	304,180 円	
b 宣伝事業費	119,588 円	
(ウ) 調査研究費	75,600 円	
(エ) 寄附・交付金	103,000 円	
合 計	1,716,865 円	

政治団体の名称 岡まち子と共に未来をつくる会

報告年月日 平成23年3月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,004,137 円
ア 前年繰越額	1,270,137 円
イ 本年收入額	734,000 円
(2) 支出総額	501,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入	

a 新年会会費	734,000 円
合 計	734,000 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	501,000 円
合 計	501,000 円

報告年月日 平成23年6月16日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,341,137 円
ア 前年繰越額	1,503,137 円
イ 本年收入額	838,000 円
(2) 支出総額	495,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 新年会会費	838,000 円
合 計	838,000 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	495,000 円
合 計	495,000 円

政治団体の名称 工藤日出夫好縁会

報告年月日 平成23年3月31日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	369,006 円
ア 前年繰越額	9,006 円
イ 本年收入額	360,000 円
(2) 支出総額	282,096 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	

(ア) 寄 附		
a 個人からの寄附	360,000 円	
合 計	360,000 円	

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名) (金 額) (住 所)		
工藤 日出夫	360,000 円	北本市
(2) 支出の内訳		
ア 政治活動費		
(ア) 組織活動費	143,334 円	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		
a 機関紙誌の発行事業費	138,762 円	
合 計	282,096 円	

報告年月日 平成23年6月6日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	1,137,010 円
ア 前年繰越額	86,910 円
イ 本年収入額	1,050,100 円
(2) 支 出 総 額	1,137,010 円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	60,000 円
	(18 人)

イ 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	785,000 円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 議会報告会・交流会	19,100 円
エ その他の収入	
10万円未満の収入	186,000 円
合 計	1050,100 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)
工藤 日出夫	500,000 円	北本市
平田 正昭	200,000 円	北本市
工藤 剛	60,000 円	北本市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 事務所費	432,900 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	460,071 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	35,000 円
b 宣伝事業費	157,500 円
(ウ) 寄附・交付金	51,539 円
合 計	1,137,010 円

政治団体の名称 市民に役立つ市役所づくり市民の会

報告年月日 平成23年3月3日
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円

報告年月日 平成23年6月6日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円

政治団体の名称 高橋じゅん子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 順子
資金管理団体の届出に係る公職の種類 ふじみ野市議会議員

報告年月日 平成23年1月20日
(平成22年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 9,782円
ア 前年繰越額 9,780円
イ 本年収入額 2円
(2) 支出総額 9,782円

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
ア その他の収入
10万円未満の収入 2円
合計 2円

(2) 支出の内訳
ア 政治活動費
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費
a 機関紙誌の発行事業費 9,782円
合計 9,782円

報告年月日 平成23年6月15日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 津久井幹雄連合後援会

報告年月日 平成23年3月30日
(平成22年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 247,022円
ア 前年繰越額 247,022円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 147,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳
ア 経常経費
(ア) 人件費 10,000円
イ 政治活動費
(ア) 組織活動費 137,000円
合計 147,000円

報告年月日 平成23年6月29日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 714,022円
ア 前年繰越額 100,022円
イ 本年収入額 614,000円
(2) 支出総額 710,000円

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
ア 寄附
(ア) 寄附
a 個人からの寄附 614,000円
合計 614,000円

[寄附の内訳]
ア 個人からの寄附
(寄附者の氏名) (金額) (住所)
その他の寄附 614,000円

(2) 支出の内訳
ア 政治活動費
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費
a その他の事業費 710,000円
合計 710,000円

政治団体の名称 中島慎一を応援する会

報告年月日 平成23年6月3日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円	政治団体の名称	増田精一後援会
		報告年月日	平成23年6月15日
政治団体の名称	深谷市の医療と福祉を考える会	(平成22年分)	
国会議員関係政治団体の区分	1号団体	1 収入・支出の総額	
公職の候補者の氏名	小泉 龍司	(1) 収入総額	0円
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	ア 前年繰越額	0円
報告年月日	平成23年6月9日	イ 本年収入額	0円
(平成22年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額		(平成23年分)	
(1) 収入総額	130,950円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	130,950円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	130,950円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円
(1) 収入の内訳		政治団体の名称	まち子の街づくり研究会
ア 寄附		資金管理団体の届出をした者の氏名	岡 真智子
(ア) 寄附		資金管理団体の届出に係る公職の種類	さいたま市議会議員
a 個人からの寄附	130,950円	報告年月日	平成23年3月30日
合計	130,950円	(平成22年分)	
[寄附の内訳]		1 収入・支出の総額	
ア 個人からの寄附		(1) 収入総額	10,219円
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		ア 前年繰越額	10,219円
坂本 久 130,950円 深谷市		イ 本年収入額	0円
(2) 支出の内訳		(2) 支出総額	0円
ア 政治活動費		報告年月日	平成23年6月16日
(ア) 選挙関係費	130,950円	(平成23年分)	
合計	130,950円	1 収入・支出の総額	
(平成23年分)		(1) 収入総額	10,219円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	10,219円
(1) 収入総額	0円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円		

政治団体の名称 **松本勇後援会**

報告年月日 平成23年3月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	89,020円
ア 前年繰越額	89,020円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	68,300円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	8,000円
(イ) 備品・消耗品費	300円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	60,000円
合計	68,300円

報告年月日 平成23年6月29日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	20,720円
ア 前年繰越額	20,720円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	20,720円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a その他の事業費	20,720円
合計	20,720円

政治団体の名称 **みやざき弘子後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 宮崎 弘子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鶴ヶ島市議会議員

報告年月日 平成23年2月22日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,001,000円
ア 前年繰越額	1,000円
イ 本年收入額	1,000,000円
(2) 支出総額	1,000,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	1,000,000円
合計	1,000,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
宮崎 弘子	1,000,000円	鶴ヶ島市	

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	1,000,000円
合計	1,000,000円

報告年月日 平成23年6月16日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	201,000円
ア 前年繰越額	1,000円
イ 本年收入額	200,000円
(2) 支出総額	200,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	200,000円
合計	200,000円

[寄附の内訳]		(2) 支出総額	0円
ア 個人からの寄附		(平成15年分)	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		1 収入・支出の総額	
宮崎 弘子 200,000円 鶴ヶ島市		(1) 収入総額	0円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	0円
ア 政治活動費		イ 本年收入額	0円
(ア) 寄附・交付金 200,000円		(2) 支出総額	0円
合計 200,000円		(平成16年分)	
政治団体の名称 岡野つとむ後援会		1 収入・支出の総額	
報告年月日 平成23年6月13日		(1) 収入総額	0円
(平成11年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額 0円		(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額 0円		(平成17年分)	
イ 本年收入額 0円		1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額 0円		(1) 収入総額	0円
(平成12年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額 0円		(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額 0円		(平成18年分)	
イ 本年收入額 0円		1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額 0円		(1) 収入総額	0円
(平成13年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額 0円		(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額 0円		(平成19年分)	
イ 本年收入額 0円		1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額 0円		(1) 収入総額	0円
(平成14年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額 0円		(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額 0円		(平成20年分)	
イ 本年收入額 0円		1 収入・支出の総額	
		(1) 収入総額	0円

ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	0円
	(2) 支出総額	0円
	(平成21年分)	
1	収入・支出の総額	
	(1) 収入総額	0円
ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	0円
	(2) 支出総額	0円
	(平成22年分)	
1	収入・支出の総額	
	(1) 収入総額	0円
ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	0円
	(2) 支出総額	0円
	(平成23年分)	
1	収入・支出の総額	
	(1) 収入総額	0円
ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	0円
	(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木 かおる	毛呂山町議会議員	荒木かおる後援会	人間郡毛呂山町前久保南1-24-26	平成23年6月27日
大嶋 洋介	埼玉県知事	一新の会	北本市中丸2-69	平成23年6月14日
大野 洋子	鶴ヶ島市議会議員	大野ひろ子後援会	鶴ヶ島市富士見3-27-106	平成23年6月13日
千葉 三津子	毛呂山町議会議員	千葉みつこ後援会	人間郡毛呂山町旭台107-13	平成23年6月27日

告 示

埼玉県選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
神田 順子	三芳町議会議員	神田順子と仲間たち	主たる事務所の所在地	入間郡三芳町竹間沢361-1 -109	入間郡三芳町藤久保44-7 サンシエステ1-101	平成23年6月9日
武内 政文	埼玉県議会議員	武内まさふみ後援会	主たる事務所の所在地	入間郡越生町上谷450	入間郡越生町越生895	平成23年6月3日
水村 篤弘	埼玉県議会議員	水村あつひろ後援会	公職の種類	埼玉県議会議員	所沢市議会議員	平成23年6月6日

告 示

埼玉県選管告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
岡 真智子	さいたま市議会議員	まち子の街づくり研究会	平成23年4月30日	平成23年6月16日
高橋 順子	ふじみ野市議会議員	高橋じゅん子後援会	平成23年6月14日	平成23年6月14日
宮崎 弘子	鶴ヶ島市議会議員	みやざき弘子後援会	平成23年6月9日	平成23年6月16日

告 示

埼玉県選管告示第百八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年七月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年八月二日 午後二時
- 二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C
- 三 議題
 - イ 土地改良区の定款変更の認可について
 - ロ その他

正 誤

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号（平成二十三年七月二十六日第
二千三百七号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

白岡町高岩一九四七 ニ ツインハイム二〇一

正

宮代町大字西条原字新田千四十二番五、千四十二番六

ページ 行

一 前から十五

誤

大字西条原字新田千四十二番五、千四十二番六

正

白岡町高岩一九四七 ニ ツインハイム二〇一